

日本経済新聞

2月20日

火曜日

発行所 日本経済新聞社
 東京本社 ③(03)3270-0251
 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
 大阪本社 ③(06)7639-7111
 名古屋支社 ③(052)243-3311
 西宮支社 ③(079)473-3300
 札幌支社 ③(011)281-3211

公共工事入札経ず契約

既存事業に費用上乗せ5件

東北復興

国発注の東北復興工事で、競争入札や随意契約を実施せずに施工された工事が5件あることが分かった。別の既存工事の受注業者と増額契約を結び、工事を依頼して費用を紛れ込ませていた。5件の総額は35億円超。入札で受注業者を決める公共工事のルールを逸脱しており、専門家は契約の競争性を確保を定める会計法(3面きょう)の(こ)に抵触する可能性を指摘する。(関連記事を社会面に)

会計法抵触か

公共工事は着工後に想定外の地盤に遭遇したり、災害の影響を受けたりして追加工事が必要になる場合がある。「変更契約」と呼ぶ手続きで、発注側と受注側が対一で見積もりの提示を繰り返して契約額を決める。

日本経済新聞は、落札額が10億円以上の国の公共工事247件(2018~20年度)の契約書類を、約7千離れた「東北中央自動車道、柱田地区

変更契約で別工事を追加した東北復興工事

工事	当初の請負金額	変更契約で追加した別工事	変更契約のうち別工事費用
岩田トンネル	23億5100万円	橋台建設	3億3100万円
上原トンネル	13億7700万	橋台建設	3億8200万
住田地区トンネル	36億1700万	橋台建設	10億6300万
住田地区トンネル	36億1700万	道路工事	約9億6800万
新区界トンネル舗装	20億2700万	別のトンネル舗装工事	約8億

(注)発注者はいずれも東北地方整備局。福島、岩手両河川国道事務所への取材に基づく

トンネル工事」に変更契約で上乗せしていた。10億6300万円が増額された。トンネル工事の受注

業者が入札を経ずに橋台工事を請け負っていた。同局福島河川国道事務所所は「別途発注も想定したが、復興工事が重なり受注業者が見つからなかった。事業を進めるため必要だった」と釈明した。

政府は19年、東日本大震災の復興道路と復興支援道路が20年度までに全線開通するメドが立ったと発表した。開通を急ぐあまり、入札手続きを怠った可能性がある。

5件はいずれも20年以降、岩手・福島両県で施工された復興支援道路の関連工事で、工事総額は35億4500万円に上る。うち3件は一度も入札がなく、残る2件は2回ずつ入札を実施したが

応札者がいなかった。応札がない場合は、特定業者と新規に随意契約を結ぶべきだとの指摘がある。

入札時の予定価格が3億円を超す工事で変更契約を結ぶ場合、地方整備局長の決裁が必要になる。5件の契約書には東北地方整備局長の名前が記載されていた。

同地整局道路工事課は、5件の工費上乗せを認めたとうえで「当時は入札不調が多く、復興事業を推進する時代背景を踏まえると適正だった」と主張した。受注した建設会社の一社は「復興支援道路の全線開通に向けて重要な事業だと地整局と指摘する。(岩崎邦宏)

に付さなければならぬ」とコメントした。元会計検査院官房審議官の星野昌季弁護士は「今回の件が事実なら、適正な手続きを踏まずに新規事業を実施し、支出根拠のない予算を執行したこととなり、会計法令に抵触する可能性がある。原因究明と同種事業の有無の検証が必要だ」と指摘する。(岩崎邦宏)